

「令和7年度価格転嫁促進事業業務」
業務委託に係る質問への回答

	ページ・項目番号	質問内容	回答
1	仕様書P3 4 業務内容 (2) 価格転嫁促進のための 伴走支援 ⑨ 専門家	「伴走支援を行う専門家については、中小企業支援法(昭和38年法律第147条)に基づく中小企業診断士の資格を有していること」と記載があるが、中小企業診断士の資格を持つ者を管理担当とし、実際に伴走支援を行う者は中小企業診断士の資格を有していないという体制でもよろしいでしょうか。	県内企業に派遣し、実際に伴走支援を行う者が、中小企業診断士の資格を有している必要があります。
2	実施要領P2 5 提出書類 (1) 提出書類	企画提案申請書(様式1)、見積書(任意様式)及び誓約書(様式2)について、押印が必要でしょうか。	押印は不要となります。